

食安発 0906 第 2 号
平成 22 年 9 月 6 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 336 号）が本日公布され、これにより、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」（以下「指定おもちゃ」という。）に係るフタル酸エステルの規格基準について、次のとおり改正したこと。

1 規制対象とするフタル酸エステルの種類の拡大

指定おもちゃに対して使用を禁止するフタル酸エステルの種類を 2 物質（フタル酸ビス（2 - エチルヘキシル）（DEHP）、フタル酸ジイソノニル（DINP））から次のとおり 6 物質（DEHP、DINP、フタル酸ジ - n - ブチル（DBP）、フタル酸ベンジルブチル（BBP）、フタル酸ジイソデシル（DIDP）、フタル酸ジ - n - オクチル（DNOP））に拡大する。

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）第 78 条第 1 号に規定するおもちゃのうち、乳幼児が口に接触することを本質とする部分については、DIDP、DINP 又は DNOP を規制対象とする。

に定めるもののほか、指定おもちゃについては、DBP、DEHP 又は BBP を規制対象とする。

規則第 78 条第 1 号に規定するおもちゃのうち、乳幼児が口に接触することを本質とする部分以外の部分については、従前のおり、DINP を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として使用することは禁止されている。

2 規制対象とする材料の拡大

規制対象とする材料をポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂に限定せず、可塑化された材料からなる部分^{（注 1）}に拡大する（1 の規制対象部分に限る。）。

（注 1）「可塑化された材料」とは、可塑剤が使用された材料をいう。ここでいう「可塑剤」とは、樹脂に対して、その成形加工を容易にし、もしくは、柔軟性を与えるために、樹脂の分子鎖間に入り込むように配合される添加剤である。

3 規制対象とするフタル酸エステルの限度値

規制対象とするフタル酸エステルの限度値については、0.1%を超えて含有してはならないものとする（1 の規制対象部分に限る。）。

第 2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、平成 23 年 9 月 5 日までに製造され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができること。

第3 運用上の注意

- 1 規制対象とするフタル酸エステルについては、以下のものが該当すること。

DEHP : Cas No. 117-81-7

DINP : Cas No. 28553-12-0、Cas No. 68515-48-0

DBP : Cas No. 84-74-2

BBP : Cas No. 85-68-7

DIDP : Cas No. 26761-40-0

DNOP : Cas No. 117-84-0

- 2 平成23年9月6日以降に、改正後の規格に適合しない指定おもちゃが発見された場合は、当該おもちゃの国内製造年月日又は輸入年月日を確認の上、対応すること。
- 3 指定おもちゃを製造、輸入又は販売若しくは営業上使用する事業者に対しては、指定おもちゃに関して消費者から寄せられた食品衛生法上の危害（医師の診断を受けたものに限り）に関する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報について、保健所等へ速やかに報告するよう指導されたいこと。